

労働関係調整法（昭和二十一年法律第二十五号）第三十七条第一項の規定により、令和二年十月二十三日付けで、次のとおり争議行為を行う旨の通知があったので、公表する。

令和二年十月三十日

埼玉県知事 大野 元裕

一 争議行為を行う労働組合

別表に掲げる労働組合

二 目的

大幅な一時金引上げ及び労働条件の改善等の件

三 日時

令和二年十一月三日午前零時から問題解決に至るまでの期間

四 場所

別表に掲げる労働組合の組合員が従事する全職場又は一部の職場

五 概要

救急外来患者及び入院中の重症患者のための保安要員若干名を除く全ての組合員又は一部の組合員が争議行為を行う。

別表

労働組名	執行委員長 等名	組合員が従事 する職場	所在地
埼玉県民主医療機 関労働組合生協本 部支部	保土田 毅	医療生協さい たま	埼玉県川口市木曾呂千三百 十七
埼玉県民主医療機 関労働組合協同病 院支部	保土田 毅	埼玉協同病院	埼玉県川口市木曾呂千三百 十七
埼玉県民主医療機 関労働組合歯科診 療所支部	保土田 毅	生協歯科診療 所	埼玉県川口市木曾呂千三百 十七

支部 埼玉県民主医療機 関労働組合西協同	支部 埼玉県民主医療機 関労働組合秩父支	支部 埼玉県民主医療機 関労働組行田支	支部 埼玉県民主医療機 関労働組合熊谷支	べ支部 埼玉県民主医療機 関労働組合かすか	や支部 埼玉県民主医療機 関労働組合おおみ	支部 埼玉県民主医療機 関労働組合浦和支	い支部 埼玉県民主医療機 関労働組合さいわ	支部 埼玉県民主医療機 関労働組合川口支	支部 埼玉県民主医療機 関労働組合みぬま
保土田 毅	保土田 毅	保土田 毅	保土田 毅	保土田 毅	保土田 毅	保土田 毅	保土田 毅	保土田 毅	保土田 毅
院 埼玉西協同病	秩父生協病院	所 行田協立診療	熊谷生協病院	所 かすかべ診療	所 おおみや診療	所 浦和民主診療	所 さいわい診療	川口診療所	介護老人保健 施設みぬま
十五 埼玉県所沢市中富千八百六	一 埼玉県秩父市阿保町一十	埼玉県行田市本丸十八一三	五十四 埼玉県熊谷市上之三千八百	一十二 埼玉県春日部市谷原二一四	千百十一二 埼玉県さいたま市西区指扇	浦和五十一七 埼玉県さいたま市浦和区北	一二十 埼玉県川口市中青木四一	六 埼玉県川口市仲町一三十	四十七 埼玉県川口市木曾呂千三百

合	東松山病院労働組	合	共立医療会労働組	部	埼玉県民主医療機 関労働組合大井支 部	科支部	埼玉県民主医療機 関労働組合朝霞歯 科支部	め支部	埼玉県民主医療機 関労働組合さんと め支部	療所支部	埼玉県民主医療機 関労働組合所沢診 療所支部
	和田 一己		櫻井 聖		保土田 毅		保土田 毅		保土田 毅		保土田 毅
	東松山病院	所	吹上共立診療 所	所	大井協同診療 所	科	あさか虹の歯 科		老人保健施設 さんとめ		所沢診療所
	埼玉県東松山市大字大谷四 千百六十一二		埼玉県北本市北本団地一 一十九		埼玉県北本市中丸五―二十 三―一		埼玉県朝霞市浜崎七百二十 四―二		埼玉県所沢市中富千六百十 七		埼玉県所沢市宮本町二―二 十三―二十四